



### 【一般社団法人あんしん相続・不動産センター】とは

平成27年6月に創設し、同年10月より運営開始した あらゆる「相続相談」の窓口として、関連する士業・専門家・相続コーディネーター・関連事業者が各エリアでチームを組み、相談会、セミナー等を運営しています。また、メンバー相互の相談顧客紹介、専門外知識の相談、情報共有をすることで、顧客へのワンストップサービスを提供しております。現在、下記4か所の相談オフィス、30名超（2023年5月現在）の会員により運営しております。

### 【相談オフィス】

- 本部横浜オフィス（横浜市中区扇町1-1-25 キンガビル）
- 東京神田オフィス（千代田区岩本町2-11-1 ハーブ神田ビル7階・アパルトマンエーゼント内）
- 横須賀オフィス（横須賀市日の出町1-8 大和土地建物第三ビル4階 山下司法書士事務所内）
- 大阪オフィス（吹田市江坂町1-18-8 江坂パークサイドスクエア6階）

### 【活動状況】

- ・湘南信用金庫と当団体において2019年10月14日に業務提携を行いました。
- ・埼玉エリアをカバーする為、2019年12月に「さいたま幸せ相続相談センター」と業務提携。
- ・首都圏中心に介護事業を展開する株式会社ツクイと利用者様の終活事業の包括相談窓口として、業務提携。
- ・民間施設紹介センター「みんかい」の横浜市中区エリア担当として提携。居宅支援事業者等をサポート。
- ・湘南信用金庫共催 セミナー、川崎、横須賀地域での個別相談会（累計30回超開催）
- ・横浜市磯子区屏風ヶ浦地域ケアプラザ「いきいきシルバーライフ」講座 セミナー講師
- ・公財）日本賃貸管理協会・相続支援コンサルタント講習講師派遣 他

## 【会員資格】

当法人の事業目的に賛同し、専門以外の分野については、積極的に会員との相互連携をし、相談者があんしん相続・不動産相談センターであらゆる助言・サポートが受けられるよう協業できる個人又は団体であること。

当会員の入会条件は、国家資格を有する士業、そのほか士業以外の専門家は、NPO 法人相続アドバイザー協議会の認定会員、公財) 日本賃貸住宅管理協会認定「相続支援コンサルタント」資格、不動産コンサルティングマスター資格、IREM 認定 CPM (米国不動産経営管理士)、FP 技能士 (1 級・2 級) など、当会が認める一定の教育を受け、一定の資格、実務経験を有すること。

当法人の理事又は会員の紹介を原則とし、当法人が定める申込書により申込み、理事の過半数の一致により承認を受けなければならない。

## 【会員種別】

	要件	入会金・会費等
<b>正会員</b>	当法人が指定する国家資格者もしくは認定資格者、認定講習を修了した個人、またはその者が属する団体で、専門的に相談窓口を開設、屋号を掲げる団体を運営する	入会金 30万円 年会費 6万円
<b>準会員</b>	当法人の事業目的に賛同し、積極的に当会を活用して、円満相続を実現するための準備と相続手続きのサポート、情報発信に取り組む個人又は団体 (不動産関連業、不動産コンサル業等)	入会金 10万円 年会費 6万円
<b>賛助会員</b>	当法人の事業目的に賛同し、専門以外の分野については、積極的に会員との相互連携をし、相談者があんしん相続・不動産相談センターであらゆる助言・サポートが受けられるよう協業できる個人又は団体 A：士業 B：専門職 (不動産業、建築関係を除く)	入会金 なし 年会費 A 会員 2. 4万円 B 会員 3. 6万円
<b>サポーター会員</b>	当法人との協業により、当法人の目的である地域の相談者へ更なるサービスを相互に提供、推進できる企業、団体。 ※HP への掲載、相互にパンフレット類の設置、告知、紹介を積極的にしていただけることが入会条件となります。	入会金 1万円 年会費 なし
<b>個人会員</b>	不動産業者、ハウスメーカー等の社員である個人での入会も可能です。メンバーの専門家からの助言、必要な書式等の提供、勉強会等の参加が可能です。	入会金 1万円 年会費 1. 2万円

※5月1日～4月30日の1年が事業年度となります。(会費は、原則入会月に応じて残月数のご請求となります)

※入会申し込みの際は、原則会員の紹介が必要です。ご紹介者がいない場合は、本部へお問い合わせください。

(電話 045-227-8655 またはメール [info@anshin-souzoku2103.com](mailto:info@anshin-souzoku2103.com))

※正会員、準会員、賛助会員には、当法人の名刺とリーフレット、冊子等を無償で支給致します。

※各地域で開催する相談会、セミナー等のイベント経費は、そのイベント参加者の案分負担となります。

※原則、当センターからの紹介で成約、受注した売上は、原則会員個々の売上となります。

※原則、会員相互で協業した場合、紹介料、報酬等のやりとりは、当事者会員同士で調整ください。

※サポーター会員には、当法人のリーフレットを店頭設置、顧客配布、紹介をお願いします。

必要数を定期的にお届け致します。また、サポーター会員の販促物を当法人において、設置、紹介を致しますのでお申し出ください。

※その他、詳細ご希望の方は会員規定をお取り寄せご参照のうえ、会員又は事務局にお尋ねください。